

アンドリュー・ジェイソン・コーエン著『寛容と危害からの自由：リベラリズムの新たな捉え直し』

仲井間, 健太
九州大学大学院地球社会統合科学府：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/2740997>

出版情報：政治研究. 67, pp.127-134, 2020-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

書評

アンドリュー・ジェイソン・コーエン著

『寛容と危害からの自由——リベラリズムの新たな捉え直し——』（ラウトリッジ出版局、二〇一八年）

Andrew Jason Cohen, *Tolerance and Freedom from Harm: Liberalism Reconciled* (Routledge, 2018)

仲井間 健 太

筆者が小学校低学年の頃である。ある夏、台風のために、学校は午後から休校となった。すぐに家に帰らず、先生に見つからないよう学校の近くで隠れていると、恐ろしい暴風雨となった。昼間にもかかわらず、路上には誰もいない。待ちに待った時間の到来である。ずぶ濡れで熱唱しようが、服を脱いで水遊びしようが、お構いなしである。いつもは口喧しい大人も、外に出てまで干渉はしない。誰にも干渉されない状況は、反抗的な子どもだった私を日頃の束縛から解放し、生きる感動さえ教えた。だが言うまでもなく、この行動は、生命を脅かす危険な行為である。

こうした自由を制約する政治権力の干渉のあり方を論じる

政治理論の分野が、寛容論である。寛容論が、ある状況下での自由な行為の容認あるいは干渉をめぐる議論であることは、特にJ・S・ミルの「危害原理」によって知られている。

「文明社会のどの成員に対してにせよ、彼の意志に反して権力を行使しても正当とされるための唯一の目的は、他の成員に及ぶ害の防止にある……いかなる人の行為でも、その人が社会に対して責を負わねばならぬ唯一の部分は、他人に関係する部分である。単に彼自身だけに関する部分においては、彼の独立は、当然絶対的である。」（ミル 一九七一・二四一―二五頁）

この考えによれば、個人の自由を妨げるだけの理由は、その行為が他人に危害を加えるかどうかにかかってくる。そのため、他人に危害を加えない限りにおいて、態度や行為は、干渉および寛容の対象でなければならない。よって、寛容の議論は、他人に危害を加える行為が否かの判断の問題と同一視される。上述の台風時の子供の例は、その行為がいかなる危害を構成するかで寛容論の議論対象となるだろう。

一見もつとらしいが、二つの大きな問題点がある。第一に、危害原理は、寛容の説明そのものではない。例えば「他人に危害を加える行為には寛容であってはならない」という言明は、寛容の限界づけ・条件付けの議論ではあるが、危害

とはみなされない行為に対し、どのように寛容であることが適切なのかという問題には触れていない。危害原理は、どの範囲まで寛容であらねばならないのかという問いには応答しても、寛容が何であるのかという問いには答えていない。

第二の問題は、危害原理が、寛容の範囲や限界点を示すために、危害そのものの特定化を試みる際に生じる。国家による特定の行為への干渉は、その行為が、誰にとっても明白な危害である場合、正当とされる（殺人や強姦といった同意なき加害行為を想定してほしい）。この時、寛容を限界づける危害は、恣意的な判断基準ではなく、誰もが納得するであろう、公正で中立的な判断基準に基づいて特定化されねばならない。しかし、例えば、ボルノグラフィや女子割礼が危害か否かを問われ、寛容の対象とすべきかが議論になっている状況を想定しよう。たとえこれらを危害と判断するか否かの基準が設定されるとして、その基準は明白で中立的とは言えないだろう。スーザン・メンダスが指摘するように「いったい何を危害と呼ぶうるかに関して根深い道徳的不一致がある」（メンダス一九九七・一七七頁）以上、危害原理そのものも、寛容の範囲や限界点をめぐる論争に巻き込まれるのだ。このように、寛容論と危害原理の問題領域は重なってはいるが、両者の関係はいまだ整理されているとは言い難い。

現代寛容論あるいは広くリベリズムにおいて、危害原理という考えは、どのような役割を担えるのだろうか。この点を考える上で必読書となるのが、本稿で紹介するアンドリュー・ジェイソン・コーエンの『寛容と危害からの自由』である。全体の構成は十章から成り、前半と後半の五章がそれぞれ一部二部で分かれている。第一部では、寛容と危害の概念が分析される。コーエンは、本書のタイトルにある（危害からの自由）という考えを提示することで、寛容およびリベリズムにおける危害原理の役割を明らかにしている。第二部では、危害原理の修正パージョンが提示され、寛容の制度的含意―親業免許制、多文化主義政策、人道的介入―が検討される。以下、本書の概略である。

第一部の概略 寛容と危害の概念

すでに指摘したように、危害原理は、寛容が何であるかを示すものではない。そのため、コーエンは最初の二章を使って、「寛容とは何ではないか」（第一章）、「寛容とは何か」（第二章）を論じる。コーエンは、プレストン・キング以来の寛容の概念研究を整理し、寛容を次のように定式化する。

「ある行為主体が、対立する他者（あるいはその行動）に対

し、干渉する権能を有すると信じているにもかかわらず、意図的かつ原理に基づき、その干渉を控える場合、この行為主体は寛容である。」(p29)

端的に言えば、寛容とは、ある意図と原理に基づいて、干渉を控えることを意味する。これは、従来の寛容理解と比べるとラディカルな定式化である。特定の主体が寛容であると言えるのは、その主体が特定の客体に対し、拒否と受容の要素の両方を有し、かつ、干渉していないというのが、キング以来の伝統的な概念定式であった。しかし、この伝統的な寛容理解は、拒否の要素を過度に前提視するあまり、政治を狭くしか説明できないという欠点がある。近年、ピーター・バリントやスネ・レガードといった研究者は、拒否や受容という規範的要素よりも、不干渉や無行為という状況をこそ、寛容の本来のあり方と再解釈することで、現代の様々な政治現象を広く捉えうる枠組みとして寛容を位置付けている (cf. Balint 2017)。コーエンもまた、干渉の不在を重視する近年の潮流に属すると言える。だが、彼らと異なり、無関心やプラグマティックな理由に基づく不干渉と寛容を峻別し、寛容の意図と原理を強調する点にコーエンの特徴がある。

寛容が、特殊に道徳的な不干渉であるのは、この意図と原理においてである。不干渉とはただ何もしていない消極的な

形態に見えるかもしれないが、現代の複雑化した社会においては経済的合理性の観点からも擁護されねばならない形態である(第四章)。重要なのは、寛容は、原理に基づく不干渉だが、原理に基づく干渉を否定するものではないということである。寛容は、特定の原理に基づく不干渉を表現することで、それと同じ原理に基づく干渉の正当性をも表現するのである。コーエンは、原理に基づく不干渉と干渉の問題領域として寛容の理論を捉え直し、危害原理がその有望な原理であると論じる(危害原理については、第二部で詳細に検討される)。第一部の残りでは論じられるのは、危害の概念であり、この概念がリベラリズムにおいて有する規範的位置付けである。

先に指摘しておいたように、危害harmの意味内容が、何を指すのかは極めて論争的である。危害概念は、何をどこまで寛容すべきかという議論にどのようにすれば適切に位置付けられるのだろうか。コーエンは、法哲学者ジョエル・ファインバークの議論を検討し、干渉を道徳的に要請するわけではない迷惑offenceや痛みpainから、干渉を要請する危害harmを区別することで、この疑念に応答する(第三章)。

コーエンによれば、危害とは「間違った仕方、ある人の利益を妨げる出来事」である。例えば「太郎が次郎に危害を加える」とは、「次郎の利益が、太郎の行為によって間違った

仕方では妨げられた出来事を意味する。二つ注釈をしておく。危害の問題性は、ある出来事によって結果的に生じる悪しき状態ではなく、この出来事そのものにある。太郎が次郎に侮辱的発言をする時、これが危害かどうかは、この発言そのものが「間違った仕方」で、次郎の利益を妨げる出来事」かが問題となる。結果的にそれによって次郎が受ける悪影響とは独立して、侮蔑的発言が危害なのかが問われる。また、第二部でさらに検討されるが、干渉を要請する危害において、「利益」や「間違った仕方」が何であるかは、事前に決定されてはいない。何が危害であるかは、当事者やその者が属する集団の文化において解釈される「利益」も顧慮される必要がある。

ある者が危害を経験するとは、間違った仕方、自らの利益を妨げる出来事の当事者になるということである。危害を加える者は、間違った仕方、誰かの利益を妨げる出来事を発生させる。この危害が生じない限り、自由は尊重されねばならず寛容が要請されるが、危害が生じる時、寛容は中断され、何かしらの干渉が要請される。コーエンはここから、リベリズムを（危害からの自由）として特徴づける（第五章）。〈危害からの自由〉とは、誤った仕方利益を妨げられる出来事の当事者となることからの自由である（pp.82-83）。これは、一方で、誰かに危害を加えない限り、我々の活動は

介入されずに、自由のままにされなければならないという消極的自由を意味し、他方で、リベラルな人々および政府は、すべての人の〈危害からの自由〉を擁護する義務を負うという積極的自由を意味する。コーエンの寛容論は、誰かに危害を加えない限りは自由に活動できるといふ議論にとどまらず、〈危害からの自由〉を万人に保障するという議論を含むこととなるのである。第二部は、この点をさらに現実の諸課題へと接続するために、危害原理の検討から出発する。

第二部の概略 危害原理の修正案と適用問題

コーエンは前章で述べた〈危害からの自由〉を理論的基礎とし、ミルの危害原理に修正を加える（第六章）。危害原理の基本定式は、次のようなものである。

危害原理…ある者（P）の意思に反し、Pに権力が正当に行使されるのは、Pが他者に危害を加えることを防止する目的の場合のみである。

コーエンは、危害原理の複数のバージョンを比較検討し、万人に保障されるべき「危害からの自由」という点から、政

府の役割をより明示化する修正案を提示する (p.104-111)。

危害原理の修正案…ある者 (P) の意思に反し、P に権力が正当に行使されるのは、P が他者に危害を加えることを防止するという目的、あるいは、誰かに加えられうる全ての危害を信頼できる形で防ぐのに必要なミニマルな政策 (最低限度必要な課税制度も含む) を定めるという目的の場合のみである。(p.106)

この案によれば、リベラルな国家の政策・制度は、あらゆる危害の防止のために最低限度必要であるという点から正当化される。

コーエンも認めるように、この修正案の内容は、未決定要素が多い (p.110)。だが、この修正された危害原理からリベラリズムを理解することは、リベラルの政治理論や法理論が抱える困難を解きほぐすために有効である (第七章)。特に懸念されているのは、個人の権利や自律¹¹自己決定を中心に据えたりリベラリズムが、危害が生じる現実の事態をうまく捉えきれていない点である。コーエンによれば〈危害からの自由〉という考えは、リベラリズムがいかに現実社会の複雑性や多様性という諸問題とバランスをとりながら、具体的な諸

政策を正当化するのかを説明する。この非理想理論的な問題関心から、残りの章では、具体的な現実課題において、修正された危害原理がいかなる指示を出しうるのか検討される。

個々の事例において重要なのは、誰が誰によってどのような危害を加えられているのかである。危害とは、間違った仕方での者の利益が妨げられる出来事であった。危害原理によれば、ある事例において、危害が発生している場合、権力による何らかの干渉が正当化されることになる。だが、この原理は、危害を加える者への危害として国家による干渉を正当化するわけではない。言い換えれば、何をもって危害とみなすのか、国家による干渉のあり方が別種の正当化されない危害にはなっていないかがポイントである。コーエンが個々の事例を扱う際、この二つの点をどうクリアしようとしているかに注意しながら、最後の三章の議論を確認しよう。

第八章の論点は、親による児童虐待への対応である。児童もまた成人と同様に、〈危害からの自由〉を擁護されねばならない。虐待は、児童の心身に苦痛を与える出来事である。また、虐待をする親は、統計上、幼少期に虐待を受けていることが多い。そのため、虐待という出来事への干渉は、現在の危害を阻止し、将来の危害を予防するためにも必要である。子どもを家庭から引き離すという策は、児童にも親にも別種

の危害となりうるため、得策ではない。虐待が、親の養育能力の問題として生じることを鑑みるならば、虐待防止のための親の養育能力への干渉が、正当化される。こうした考えから、コーエンは、親業免許制度を具体的に取り上げ、児童虐待という危害を防止するミニマルな政策として正当化する。

第九章は、個人の自律を尊重しない少数派の民族・文化集団への干渉のあり方を論点化する。多文化主義政策において、リベラルな政体における少数派の民族・文化集団の扱いは、論争的である。よく知られるように、キムリツカは、こうした集団による権利要求を「内的制約」（集団を自らの成員による不安定化から保護する）と「外的保護」（集団を外部の決定による影響から保護する）に区別した。その際、リベラリズムがこの権利要求を受け入れるかどうかを、少数派集団が個人の自律を尊重するか否かに見出すため、キムリツカは、個人の抑圧という危険を持つ内的制約の要求を退け、個人の権利を補完しうる外的保護の要求を容認した。

これに対し、コーエンは、寛容と危害原理の観点から別の見方を引き出す。コーエンによれば、文化集団によっては、自律や自己選択を不必要とし、成員はそれを手放すことを良しとする。キムリツカのような「自律主義者」は、これを少数派集団による危害の事態とみなすかもしれないが、自律を

手放すことが間違った仕方では利益を損ねることとは限らない。それゆえ、内的制約を危害とは同一視できないため、これを理由にした政府による干渉は正当化されない。また、外的保護という政府による干渉も、危害原理から正当化されない。なぜなら、政府による民族・文化集団の保護という干渉のあり方は、別の異なる集団への重荷を生み出し、さらに、政府によつて保護されようという動機から元々の文化を歪に変容させる恐れがあるからだ。これは、少数派集団にとつて自己破壊的である。コーエンは、危害原理の観点から、自律を尊重しない集団をめぐる寛容の問題をバランスよく保たせる多文化主義政策として、離脱権の保障を論じる。

第十章では、他国への人道的介入が論点となる。コーエンによれば、リベラルな国家とは、危害からの自由へのコミットメントを有する国家である。危害からの自由が、万人に保障されるべきものならば、内紛や飢餓という危害に苦しむ人々のために、リベラルな国家あるいは市民団体が他国に干渉することは一定程度、正当化される。この時、原理上、危害に苦しむ人々の住まう国家の当該政府の同意は、必ずしも必要というわけではない。しかし、主権国家間という複雑で困難な関係から、他国への直接的な干渉が、さらなる危害を生み出す可能性は高く、国内の問題以上にコストは計り知れ

ない。それゆえ、危害原理によって干渉は許されるとしても、その干渉の具体的なあり方は、さらなる危害を生み出さず、かつ、コストを抑えたものでなければならぬ。その具体策として、危害を被る人々の国外脱出のための援助が取り上げられている。

総括とコメント

コーエンの著作は、〈危害からの自由〉という見地から、現代寛容論の新たなポテンシャルを引き出す画期的な仕事といえる。我々あるいは政府が寛容であるということの意味は、危害を加えるものでない限り、干渉しないというだけではなく、誰も危害を加えられないような社会を目指すということでもある。この後者の点は、危害原理の修正案の「ある者(P)」の意思に反し、Pに権力が正当に行使されるのは、…誰かに加えられうる全ての危害を信頼できる形で防ぐのに必要なミニマルな政策（最低限度必要な課税制度も含む）を定めるという目的の場合のみ」という正当化指針に明示される。

コーエンは、誰も危害を加えられないという社会理念をリベラリズムの中心的価値に据え、危害原理に基づくりベラルの寛容論の見通しを示した。このことは、危害原理が寛容論

に役立つことを力強く論証すると同時に、さらなる課題を明らかにしてもいる。

筆者が最大の課題と思うのは、危害の優先順位の問題に関する。コーエンは第三章で迷惑 *offence* や痛み *hurt* から区別された危害を「間違った仕方での者の利益が妨げられる出来事」と定義した。このことで、危害をめぐる道徳的不一致は、解消されたのではなく、むしろ棚上げされている。

自律や濃厚な道徳主義と距離をとるコーエンは、危害が何であるかを誰が決めるのかという問いに、多元主義的な応答をしている。一方で、児童の虐待が問題になる時、それが危害であるのは親や児童が決めるのではなく、虐待が社会的に再生産されるとする統計的事実に基づかせる。他方で、少数派集団の内的制約が問題になる時、それが危害であるかは集団とその集団の成員であることをやめようと離脱する者の間で見解が分かれることを認めている。つまり、誰が何を危害とするかは、個々の事例に応じて異なり、さらに、同じ事例でも見解が立場によって分かれることを良しとしている。

コーエンはどの危害が、より重要になるかを決める優先順位を設けておらず、それは個々の事例や当事者の理解に依存すると考えているようである。この場合、「誰も危害が加えられない」という理念は、何を意味するのだろうか。ここに

は二つの可能な見方がある。一つは、誰も自分の理解する危害を自分に加えられないという見方であり、もう一つは、誰にとっても自明という意味での〈決定的な〉危害が誰にも加えられないという見方である。コーエンは、両方を支持しているようだが、その場合、危害原理は、原理ではなく、個々の危害への何がしかの応答でしかなくなるように思われる。

このことは、彼の危害原理の修正案を考えるなら、死活問題だろう。なぜなら、「誰かに加えられる全ての危害を信頼できる形で防ぐのに必要なミニマルな政策」のミニマルという言葉が、意味をなさなくなるからだ。そのため、コーエンは、危害をめぐる優先順位を原理的に問わないゆえに、個々の状況の問題、応答しやすいや危害の削減という実践的な問題へと優先順位の議論を移行させかねない。ミニマルな政策の問題は、応答すべき危害の道徳的な質の問題ではなく、政府の応答能力上の対応しやすさや実践的境界の問題になる。危害の二つの見方の両方を支持するコーエンの試みに共感を抱くものの、やはり後者の〈決定的な〉危害を前者の主観的な危害よりも優位とするような視点が、危害原理に基づく寛容論において重要になるように思える。そうでなければ、コーエンが寛容を意図と原理に基づかせた当初の試みを自ら裏切る結果になるだろう。〈危害からの自由〉が、他の自由よ

りもリベラリズムにおいて基底的であるとコーエンが主張する時、その基底性の根拠は、リベラリズムの様々な自由や権利の根本となるものを損ねるような〈決定的な〉危害の存在とそこからの自由にあるのではないだろうか。

本書は、危害原理と寛容の結びつきをリベラリズムの議論として改めて問い直す意欲的な著作である。明確に議論されていない点も目立つが、寛容の政治理論を展開する上で重要な新たな論点をいくつも投げかけている。寛容の危機が叫ばれている昨今、寛容を単なるお題目としてではなく、原理的に問い続ける著者の姿勢からも学ばされるものは多い。

参考文献

- Baint Peter. 2017. *Respecting Toleration : Traditional Liberalism and Contemporary Diversity*. Oxford University Press.
- ジョン・スチュアート・ミル 一九七一『自由論』塩尻公明・木村健康訳 岩波文庫。
- スーザン・メンダス 一九九七『寛容と自由主義の限界』谷村光男・北尾宏之・平石隆敏訳 ナカニシヤ出版。